



労働実態に見合った割り振り変更を求めて

2015・12・16 市校長会との懇談より

【労働安全衛生体制の確立に関すること】

①男女別休養室の整備状況

・味岡中学校・・・ベッド各1台

ロッカー

シャワー

・小牧小学校・・・女子休養室

畳部分(約6畳)

板敷(約4畳)

シャワー

ロッカー

洗濯機

組 合：休養室については、職場によつて大きな差があり、不公平だと思

うが。

校長会：校長会としても整備を要望して

いる。

組 合：校長会と共にかんばりたい。

〔資料〕「労働安全衛生規則」

(休養室等)

六百十八条 事業者は、常時五十人以上

又は常時女性三十人以上の労働者を使用するときは、労働

者が臥床することのできる休養室又は休養所を、男性用と

女性用に区別して設けなければならぬ。

はならない。

【教育予算に関すること】

①全特別教室へのエアコン設置

校長会：今年度全中学校にエアコンが設置され、12月から使用している。

校長会としても全特別教室への設置を要望している。

しかし、国からの助成金がゼロになり全額市負担になるので

はという情報もある。そうなる

と、計画通り来年度16校すべ

ての小学校にエアコン設置がさ

れるかどうか危うい。もしか

したら予算の都合で半分の学校

へという事態にもなりかねな

い。校長会としては特別教室は

後回しにしても全小学校の普通

教室への設置を優先して要望し

ている。

②プール清掃の業者委託

組 合：西春地区の一部ではかなり以前から、一宮市では今年度から

業者委託となった。危険を伴う

ことなので、子どもの安全面か

らも業者委託にしてほしいが、

小牧市の校長会ではプール清掃

の業者委託について要望を出し

ているか。

校長会：日々の子どもたちの健康・安全を考え、プール修理については要望してきているが、教員側から清掃の業者委託をとの声を聞いていない。実施している他市の状況を正確に教えてほしい。

組 合：現在小牧南小学校は職員室が二つに分かれていて非常に不都合な状況にある。第2職員室付近にはトイレもない。味岡中学校の次は小牧南小学校の建て替えがされると聞いていたがどうなっているのか。

④小牧南小学校の建て替え

組 合：来年の夏休みに職員室を一つにする工事が行われるらしい。

校長会：それは初耳です。

校長会：小牧南小学校建て替えの要望は出されたようだが、議会議事録などを調べてみてもどこにも

そのようなことは載っていない。

南小学校建て替えはすべて「う

わさ」ではないか。

校長会：それは初耳です。

校長会：小牧南小学校建て替えの要望は出されたようだが、議会議事録などを調べてみてもどこにも

そのようなことは載っていない。

南小学校建て替えはすべて「う

わさ」ではないか。

校長会：それは初耳です。

校長会：小牧南小学校建て替えの要望は出されたようだが、議会議事録などを調べてみてもどこにも

そのようなことは載っていない。

南小学校建て替えはすべて「う

わさ」ではないか。

校長会：それは初耳です。

校長会：小牧南小学校建て替えの要望は出されたようだが、議会議事録などを調べてみてもどこにも

そのようなことは載っていない。

南小学校建て替えはすべて「う

わさ」ではないか。

校長会：それは初耳です。

校長会：小牧南小学校建て替えの要望は出されたようだが、議会議事録などを調べてみてもどこにも

そのようなことは載っていない。

南小学校建て替えはすべて「う

わさ」ではないか。

校長会：それは初耳です。

校長会：小牧南小学校建て替えの要望は出されたようだが、議会議事録などを調べてみてもどこにも

そのようなことは載っていない。

南小学校建て替えはすべて「う

わさ」ではないか。

校長会：それは初耳です。

校長会：小牧南小学校建て替えの要望は出されたようだが、議会議事録などを調べてみてもどこにも

そのようなことは載っていない。

南小学校建て替えはすべて「う

わさ」ではないか。

<資料> 小中学校 業者委託によるプール清掃の実施状況 (2015年度)
(2015. 12. 21 小牧市教職員労働組合調べ)

市町村名	小学校	中学校	備 考
豊山町	○	×	小学校は、5年以上前から。中学校は生徒作業。
清須市	○	×	H23～市で一括業者委託。H26までは中学校も業者委託。H28も中学校は委託無し。
春日井市	○	×	H26～。中学校は生徒作業。
一宮市	○	×	H27～。中学校は生徒作業。当面、小学校のみで実施予定。

【全国学力テストの実施に関すること】

①各校における事前対策の有無

校長会：していない。

校長会：保護者の希望で参加した児童

生徒もいたと聞いている。

校長会：保護者の希望で参加した児童

生徒もいたと聞いている。

【職業人体験学習実施に関すること】

組 合：自衛隊での職業人体験学習を

実施している中学校はあるか。

校長会：職業人体験については生徒の

希望をもとに行っている。昨年

も今年も生徒からの希望がな

ったので、自衛隊での体験学習

は行っていない。今後出てくれ

ばわからない。

組 合：たとえば生徒から希望が出たと

③用務員の正規化

校長会：要望している。

(裏面へ続く)

しても、学校の判断なしに生徒の希望ならなんでも通すという事はないと思うが。

組合：安本法制が通ったので自衛隊からの宣伝が積極的になっている。生命を大切にすると観点から慎重に考えてほしい。

校長会：公平・中立な態度で臨みたい。

【長時間労働の縮減に関わること】

①職場における多様な勤務形態の全職員への明示

組合：非常勤の人の勤務時間はばらばらであるが、フルタイムの人たちはそれを知らずに時間外に仕事を頼んでしまうことがある。職員同士がお互いの勤務時間を知っていた方が働きやすい職場になると思うのでぜひ明示してほしい。

校長会：個人契約の雇用条件なので詳細を示すことで問題は起きないが、4月にざっくりと紹介しているからそれでいいのではないが。

②再任用(ハーフ)職員の勤務時間の適正な割り振り及び運用

組合：再任用(ハーフ)の働かせ方は学校により差がある。

ハーフの再任用に16コマ授業を持たせている学校がある。これでは、授業の準備や後処理をする時間が全く取れない。16コマ持たせること自体おかしいと思う。時間外に清掃指導をしている人もいる。

校長会でも再任用の働き方の情報交換をしてほしい。

③「鳥居労災認定裁判」で認められた「包括的職務命令に基づく公務」について

(「鳥居裁判名古屋地裁判決(抜粋)」を提示しながら)

組合：この判決を災害が起きたときだけでなく、通常の勤務についてもあてはまると認識してほしい。第2、第3の鳥居さんを出さないためにも校長先生たちと手を携えてやっていきたい。

校長会：重大な案件と受け止めている。職員の健康を第一に考えていきたい。

④「日常の勤務における割り振り変更簿」の設置

組合：(他市の割り振り変更例を示しながら)小牧でもぜひ割り振りを考えてほしい。

懇談を終えて

休養室、プール清掃の業者委託、全特別教室へのエアコン設置等々の問題で情報交換ができ、有意義な懇談であった。

しかしながら、教職員の膨大な長時間過密労働の解消に向けての方策については、十分な話し合いの時間がなく残念であった。

鳥居労災認定裁判で認められた時間外に行われた部活動指導や教材研究等の仕事も「包括的職務命令に基づく公務」であるとする見解は、公務災害が起きたときのみでなく、日常の労働においても適用されるべきものである。膨大な時間外勤務を、自主的自発的活動・好き勝手にしているポランテアとして放置することは、明らかに「包括的職務命令」を無視した安全配慮義務違反である。教職員の多忙を解消するためには、勤務時間外労働を「包括的職務命令に基づく公務」であることを認め、勤務の割り振りを適正に行うことが急務であるとともに、大幅な教職員増を実現していかなければならない。

鳥居労災認定裁判で認められた時間外に行われた部活動指導や教材研究等の仕事も「包括的職務命令に基づく公務」であるとする見解は、公務災害が起きたときのみでなく、日常の労働においても適用されるべきものである。膨大な時間外勤務を、自主的自発的活動・好き勝手にしているポランテアとして放置することは、明らかに「包括的職務命令」を無視した安全配慮義務違反である。教職員の多忙を解消するためには、勤務時間外労働を「包括的職務命令に基づく公務」であることを認め、勤務の割り振りを適正に行うことが急務であるとともに、大幅な教職員増を実現していかなければならない。

〈資料〉鳥居裁判名古屋地裁判決(抜粋)

Table with 1 column: 公務該当性の判断基準. Content: ...その指揮命令は黙示的なものでも足り、指揮命令権者の事実上の拘束力下に置かれたものと評価できるものであれば公務にあたる... ・・・このことは、教職員の職務遂行が、個別的な指揮命令を受けてなされるというより、校務分掌等による包括的な職務命令に従い、各教育職員が自主性、自発性、創造性を発揮しながら自ら進んで職務を遂行しようとするという側面が強いことを意味しているものであり、教育職員が所定勤務時間内に職務遂行の時間が得られなかったため、その勤務時間内に勤務を終えられず、やむを得ずその職務を勤務時間外に遂行しなければならなかったときは、勤務時間外に勤務を命ずる旨の個別的な指揮命令がなかったとしても、それが社会通念上必要と認められるものである限り、包括的な職務命令に基づいた勤務時間外の職務命令と認められ、指揮命令権者の事実上の拘束力下に置かれた公務にあたるというべきであり、それは、準備行為などの職務遂行に必要な付随事務についても同様というべきである。

〈資料〉平成27年度 公立小中学校における勤務の割り振り変更簿調査結果(愛日地区を中心に)

<愛知県教委提供の資料に基づき小牧市教労が作成>

Table with 3 columns: 市町村名, ※ア, ※イ, イの理由. Rows include 瀬戸市, 春日井市, 小牧市, 尾張旭市, 豊明市, 日進市, 清須市, 北名古屋, 長久手市, 東郷町, 豊山町, 愛日地区計, 丹波地区計, 海部地区計, 知多地区計, 三河地区計, 県全体.

※ア...日常使われている勤務時間の割り振り変更簿がある。数字は学校数。
※イ...日常使われている勤務時間の割り振り変更簿はない。数字は学校数。

日常の勤務における割り振り変更簿が、全く整備されていないのが愛日地区であることが一目瞭然だね。

県教委は、これで4年間も調査しているけど、「客観的なものを使って割り振り変更する方向が望ましい」とする自身の方向にちっとも改善されていないよね。ちゃんと市町村教委を指導しているのかな。

小牧市の「原則として時間外勤務は命じない」とする見解は、現場の長時間労働の実態をまるで知らない文科省のお役人の姿勢と何ら変わらないね。